

16監査公表第10号

地方自治法第199条第12項の規定により，監査結果に対する措置について通知を受けたので，同項の規定により次のとおり公表する。

平成16年5月13日

福岡市監査委員	津	田	隆	士
同	上	野	忠	之
同	高	橋	宏	和
同	上	野		寛

[監査結果に対する措置通知文]

総行第36号
平成16年4月9日

福岡市監査委員	津	田	隆	士	様
同	上	野	忠	之	様
同	高	橋	宏	和	様
同	上	野		寛	様

福岡市長 山崎 広太郎

定期監査結果に関する措置について（通知）

財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理の監査について，監査結果に関し講じた措置を下記のとおり地方自治法第199条第12項の規定に基づき通知します。

記

1 監査報告と措置の件数

(1) 14監査公表第14号（平成14年9月5日付 福岡市公報第5007号（別冊）公表）分
・・・・・・・・・・ 2件

(2) 15監査公表第10号（平成15年9月8日付 福岡市公報第5102号（別冊）公表）分
・・・・・・・・・・ 49件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

1 事務監査

(1) 建築局

指摘事項

ウ 住情報提供システムの有効活用について検討を求めるもの

本市住宅政策の基本目標の一つである「住まい方・暮らし方に関する多様な情報提供による住生活の向上」に向け、現在、各種住情報の提供がなされているところである。しかしながら、市民に多面的な住情報を提供することを目的として導入し、住宅相談コーナー（本庁舎 5 階）に設置している住情報提供システム「ハウジング・インフォメーション・センター（H I C）」については、活発な利用がなされているという状況にはなかった。

今後、有効活用に向け、住情報提供システムに係る周知を図るほか、設置場所に係る検討をされたい。

（住宅政策課）

【講じた措置】

住情報提供システムに係る周知については、市民向け情報冊子、チラシへの掲載を行った。また、設置場所については、住宅供給公社への移設を含め、検討、協議を重ねたが、特に有効な設置場所がなかったため、現在の設置場所を継続することとしていた。

なお、本システムは（財）住宅産業研修財団との住情報提供協定により導入していたものであるが、平成 15 年 9 月末をもって財団による住情報提供システムは終了となったため、本市との住情報提供協定も同年 9 月末で終了した。

(2) 港湾局

指摘事項

ア 市主催事業に係る委託契約事務について検討及び整理を求めるもの

本市主催事業に伴う参加者から徴収する受講料については、主催者である福岡市が参加者から直接納入通知書により徴収し本市の歳入として整理すべきであるが、平成 13 年度「福岡市海浜公園等管理運営業務委託」において、本市主催事業として運営等を委託しているヨット教室開催に伴う参加受講料を受託者に徴収させ、徴収した受講料は教材費及び保険料等の実費相当であるとして、受託者から直接関連業者等に支払わさせていたため、同委託契約については関係法令等に基づき整理すべき必要がある。

しかしながら、現在の受講料徴収方法を変更して、納入通知書により払い込ませることや、教材等を直接参加者に購入させること等は、市民から長年親しまれてきたヨット教室参加者の利便性を損なうとともに事務の繁雑化に繋がることが思料されることから、ヨット教室の開催について、参加者の利便性等を考慮した効率的な運営方法を検討したうえで同委託契約を整理されたい。

（管理課）

【講じた措置】

ヨット教室については、事業の性格等から平成 15 年度より財団の自主事業（市の補助事業）と改めた。

従って、受講料の徴収については、従来通り財団が教材費等の実費を自らの歳入として徴収する方法を継続している。

1 事務監査

(1) 総務企画局

指摘事項

ア 委託契約の事務処理について注意を求めるもの

委託契約事務については、関係法令等に基づき適正に行わなければならないが、平成14年度において、次のような事例が見受けられた。

今後、委託契約の事務処理については、十分注意されたい。

(ア) 委託契約については、契約書、仕様書及び設計書、その他の関係書類に基づいて履行確認を行ったうえで、委託料を支払わなければならない。しかしながら、平成14年度「ビクターズ・インダストリー振興に関するホームページ作成委託」については、実査日（平成15年5月20日）現在において業務の成果であるホームページが使用できる状況になかった。

（企画課長）

【講じた措置】

委託契約については、履行確認等の契約事務が適正に行われるよう所属職員に対して研修を行った。

指摘事項

(イ) 「ロボトレックス福岡市ブース展示設営及び運営業務委託」については、設計額、予定価格、見積金額、契約金額が同額であり適正に契約事務が行われたか疑義が生じた。また、業者選定において、選定理由が設けてあるが、選定理由である業務実績等を十分に調査しないまま業者選定を行っていた。

（企画課長）

【講じた措置】

委託契約については、設計金額の設定、業者選定等の契約事務が適正に行われるよう所属職員に対し研修を行った。

指摘事項

(ウ) 「環境共生都市研究会運営委託」の契約について、業者見積用の設計書において、設計単価である人件費の金額を明示していた。

（企画課長）

【講じた措置】

委託契約については、公正な契約金額の決定が行われるために、業者の側から設計金額を判明できないようにして適切な見積を徴取する旨、所属職員に対し研修を行った。

指摘事項

イ 負担金交付先団体に対する提言を求めるもの

市が会員となり、交付先団体に支出した負担金については、交付先団体において負担金の交付目的に従って適正に執行されているか調査確認等を行う必要がある。しかしながら、市が負担金を支出した5団体の収支決算において多額の繰越額が生じており、一部の団体においては当該年度の事業費を上回っていた。

負担金交付先団体に対し、事業の充実や分担金額の見直しを提言されたい。

（情報企画課）（企画課長）

【講じた措置】

負担金交付先団体については、既に解散した団体を除き、文書や会議等で事業の充実又は分担金の見直しについて申し入れを行った。

指摘事項

ウ 物品管理に係る適正な事務処理を求めるもの

物品は、その性質、用途に応じ常に善良な管理者の注意をもって保管し、又は管理しなければならない。また、物品管理者は、職員の使用に供した物品について、その用途及び使用状況等を随時点検しなければならない。しかしながら、職員に対し貸出を行っている職員研修所の図書について、長期間未返却のままのものが多数見受けられた。

未返却の図書については他者の利用ができず、図書の有効活用も図られないものとなっており、図書の貸出要領の整備等を含め、物品管理事務については適正に行われたい。

(職員研修センター)

【講じた措置】

図書の貸し出しについては、貸出要領等を整備し、図書の貸出を受ける職員に対して、貸出の都度、返却期限等を確認するよう改めた。

(2) 環境局

指摘事項

ア 委託契約事務において注意を求めるもの

委託契約事務に当たっては、当該業務の目的が最も効果的に達成できるよう、その内容を十分に検討したうえで実施するとともに、業務内容や作業量に応じた適正な履行期間を確保するなど効率的に事務処理を行う必要がある。しかしながら、平成14年度に市民並びに他都市及び国外の視察者向け等に作成した「環境局施設概要作成委託」において、次のような事例が見受けられた。

今後、委託契約事務に当たっては、その内容、履行期間について十分に検討されたい。

(ア) 当該施設概要に掲載した写真の一部について、平成11年度に作成した施設概要の写真を引用しているが、撮影当時と周辺状況等が変わっているものがあり、最新のものを掲載すべきであったと判断される。

(管理課)

【講じた措置】

施設概要への掲載写真については、最新の施設周辺の状況がわかるような写真選定を行うよう所属職員に対し口頭で指導を行った。

指摘事項

(イ) 当該業務については、写真撮影(航空写真)や外国語翻訳等を伴うにもかかわらず、十分な履行期間が設定されておらず、成果品が期間内に納品されていなかった。

(管理課)

【講じた措置】

委託契約の履行期間の設定については、十分な履行期間を確保するなど適正な事務処理を行うよう所属職員に対し口頭で指導を行った。

指摘事項

イ 物品購入等の契約事務において適正な事務処理を求めるもの

物品購入等の契約事務に当たっては、福岡市契約事務規則等関係法令に定めるところにより適正に行うとともに、業者の選定においては、特定の業者に偏らないよう選定のうえ、業者選定伺により決裁を受けることとなっている。しかしながら、平成14年度の物品購入等契約事務において、次のような事例が見受けられた。

今後、物品購入等の契約事務に当たっては、関係規則等に基づき適正な事務処理をされたい。

- (ア) 予定価格が10万円を超える物品の購入契約に関しては、財政局契約課へ契約依頼を行わなければならないが、発注する案件を分割することにより原課で契約し支出しているものがあった。事務の効率性及び経済性の面から契約課へ契約依頼を行うべきであった。

(計画課)

【講じた措置】

予定価格が10万円を超える物品の購入契約に関しては、発注する案件を分割することなく、財政局契約課へ契約依頼を行う等、適切に物品購入契約事務を執行するよう所属職員に対し口頭で指導した。

指摘事項

- (イ) 物品購入の業者選定について、業者選定伺及び同決裁が全件なされていなかった。また、事務用品購入において、特定の業者に偏っていた。

(計画課)

【講じた措置】

業者の選定に当たっては、業者選定伺及び同決裁を行うよう所属職員に対し口頭で指導した。

また、原則として続けて同一業者と契約しないこと、及び、年度内に同一業種中に同一業者が占める契約金額が、原則として50%を超えないように業者を選定することを所属職員に対し周知した。

(3) 土木局

指摘事項

ア 委託契約事務について注意を求めるもの

委託契約事務に当たっては、福岡市契約事務規則及び福岡市契約事務取扱規程等の関係法令に則り、適正に行わなければならない。また、予算の執行については、経済的かつ効率的に行わなければならない。しかしながら、平成14年度「放置自転車ZEROキャンペーン事業業務委託(その1~その3)」において、次のような事例が見受けられた。

今後、委託契約事務に当たっては関係法令等に則り適正な事務処理を行うとともに、経済的、効率的な執行に努められるよう十分注意されたい。

- (ア) 予定価格書が作成されていなかった(その1~その3)。

(自転車対策課)

【講じた措置】

予定価格書の作成については、福岡市契約事務規則に基づき適正に行うよう所属職員に対し課内会議で指導した。

指摘事項

(イ) 年間を通じて行わせているホームページの管理に係る経費が、3か月分しか計上されていなかった(その1)ほか、単価が誤って記載されているものがある(その3)など、設計書の作成が適切になされていなかった。また、平成15年度分のレンタルサーバー代が設計書に計上されていた(その3)。

(自転車対策課)

【講じた措置】

設計書の作成については、適切な積算を行うよう職員に対し口頭で指導するとともに、設計を行っていない系の職員が精査を行うよう改めた。

指摘事項

(ウ) 放置自転車対策に係る街頭指導員用等ユニフォーム、腕章等の製作については、2回に分けて発注(その2,その3)していたが、街頭指導員等の必要数量を事前に把握し、一括して製作することにより、経済的な執行を図ることができたのではないかと思われた。

(自転車対策課)

【講じた措置】

街頭指導員用等ユニフォーム、腕章の製作については、今後は事前に必要数の把握を行い経済的な執行に努めるよう所属職員に対し課内会議で周知した。

指摘事項

イ 委託契約事務について適正な事務処理を求めるもの

第三者に本市の業務を委託するに当たっては、事前に契約を締結し、その契約内容に従って業務を履行させなければならない。しかしながら、平成14年度及び同15年度の委託契約事務において、次のような事例が見受けられた。

今後、委託契約事務については、関係法令等に基づき適正な事務処理をされたい。

(ア) 「JR鹿児島本線連続立体交差事業建設記録映画製作業務委託」について、平成14年6月から業務を行わせているにもかかわらず、同年10月に委託契約を締結していた。

(筥崎連続立体開発事務所)

【講じた措置】

委託契約事務については、適正な事務処理の徹底を図るため、関係法令等に基づき、業務着手前に契約を完了させるよう口頭にて担当職員へ厳重注意を行うとともに、事務所会議の中で各職員に対し周知を図った。

指摘事項

(イ) 「中央区今川2丁目446番1外1筆確定測量業務委託」について、平成14年10月前から業務を行わせているにもかかわらず、同年11月に委託契約を締結していた。

(南部用地課)

【講じた措置】

委託契約事務については、福岡市契約事務規則に基づき適正に行うよう所属職員に対し書面で指導した。

指摘事項

(ウ) 「管崎土地区画整理事業ふれあい住宅管崎第3外管理業務委託」について、年度当初からの契約が必要なものであるが、実査日現在において、平成15年度の契約がなされていなかった。

(管崎連続立体開発事務所)

【講じた措置】

「管崎土地区画整理事業ふれあい住宅管崎第3外管理業務委託」の契約については、早急に事務処理をおこない、契約締結を行った。また、委託契約事務については、適正な事務処理の徹底を図るため、関係法令等に基づき、業務着手前に契約を完了させるよう口頭にて担当職員へ厳重注意を行うとともに、事務所会議の中で各職員に対し周知を図った。

指摘事項

(I) 「放置自転車ZEROキャンペーン事業業務委託」については、年度当初からの契約が必要なものであるが、実査日現在において、平成15年度の契約がなされていなかった。

(自転車対策課)

【講じた措置】

「放置自転車ZEROキャンペーン事業業務委託」の契約については、早急に事務処理をおこない、契約締結を行った。また、委託契約事務については、適正な事務処理の徹底を図るため、関係法令等に基づき、業務着手前に契約を完了させるよう口頭にて担当職員へ厳重注意を行うとともに、課内会議の中で各職員に対し周知を図った。

指摘事項

ウ タクシーの使用に当たり注意を求めるもの

タクシーの使用に当たっては、福岡市庁用自動車管理規則及び福岡市タクシー借上事務取扱要綱に定められた使用手続き及び使用基準等に基づき、適正な事務処理を行わなければならない。しかしながら、平成14年度及び同15年度のタクシーの使用において、次のような事例が認められた。

今後、タクシーの使用に当たっては、関係規則等に則り、適正な事務処理を行うとともに、経済的、効率的な執行に努められるよう十分注意されたい。

(ア) 平成14年度及び同15年度において、タクシー乗車券に責任者印が事前に押印されていたもの、乗車券控に交付日、用件名、金額を記入していないものが多数認められた。

(路政課，道路維持課，東部建設課，管崎連続立体開発事務所)

【講じた措置】

タクシーの使用については、福岡市タクシー借上事務取扱要綱に基づき、責任者は使用目的等を本人に確認後押印し、取扱員が乗車券控に必要事項を記入した後に交付することを遵守するよう所属職員に対し口頭及び文書で周知した。

指摘事項

(イ) 平成14年度において、公共交通機関の利用または併用を行うことにより、経済性、効率性が図られると思われるものが認められた。

(事業推進課，東部用地課，南部用地課)

【講じた措置】

公共交通機関の利用については、平成14年度においても基本的には公共交通機関を利用するという考え方でやってきたが、指摘のことについて課内会議で周知を図り、改めて地下鉄や西鉄大牟田線等公共交通機関との併用ができる場合には併用をするよう努め、また緊急な用務の場合でも復路は可能な限り公共交通機関を利用するということを徹底した。

(4) 建築局

指摘事項

ア 旅費の執行に当たり注意を求めるもの

旅費の執行に当たっては、最少の経費で最大の効果を挙げ得るよう、支出の必要性、時期、人員等について十分に吟味する必要がある。しかしながら、「平成14年度公営住宅整備事業担当者研修会」については、局全体で8名が参加していたが、同研修会は講義形式のものであり、8名が出張しなければならないという必要性に乏しいものであった。

研修報告資料の回覧等により成果の共有は可能であり、出張人数を必要最小限にとどめるなどにより、旅費の効率的な執行に努められたい。

【講じた措置】

旅費の効率的な執行については、平成15年度の研修会への参加について、局内において人選を行い、必要最小限の出張人数とした。

今後も旅費の効率的な執行に努めていく。

指摘事項

イ 普通財産について適正な管理を求めるもの

公有財産については、常に良好な状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。しかしながら、建築局所管の普通財産である土地において、土地の一部が駐車場用地等として無断で占使用されているもの、フェンスに民間不動産会社の広告物が取り付けられているもの、使用許可に係る手続きがなされないまま花壇等として使用されているものがあった。

普通財産の管理に当たっては、関係法令等に基づき適正な管理をされるとともに、今後、遊休地について早期処分を図られるなど、普通財産である土地の有効活用について検討されたい。

(管理課)

【講じた措置】

普通財産の管理について、駐車場用地として無断で占使用されていた土地については、土地への進入路付近にバリカーを設置し無断駐車を排除した。フェンスに民間不動産会社の広告物が取り付けられてあった件については、広告物を撤去後、遊休地の早期処分の観点から売却処分を行った。使用許可に係る手続きがなされないまま花壇等として使用されている件については、検討の結果、維持管理費の削減も見込まれるため、当該地の花壇としての使用許可に係る手続きを行った。

(5) 港湾局

指摘事項

ア 委託契約の方法について検討を求めるもの

事務事業等を委託によって行う場合は、効率的かつ経済的な方法により行われ

ることが望まれる。しかしながら、別々の委託として契約されていた平成14年度「アイランドシティ環境モニタリング調査委託（生物）」及び同年度「博多湾環境調査委託」は、契約日、履行期間及び選定業者が同一で、かつ同じ博多湾内での同様な調査内容であること、並びに、両委託を受託した同じ業者により両調査が一体として行われていることから、分割して契約する必要性が認められず、一括発注によれば、共通する経費の見直し等により、より効率的、経済的な委託とすることが可能であったと考えられる。

今後、委託契約の発注の際には、委託内容等を勘案したうえで、より効率的、経済的な委託契約となるよう検討されたい。

（環境管理課）

【講じた措置】

委託契約については、委託内容に応じて一括発注を行う等、より効率的な委託方法を検討し、経費削減に努めるよう所属職員に研修を行い、周知徹底を行った。

指摘事項

イ 委託契約の事務処理について注意を求めるもの

委託により業務を行う場合、見積の相手とする業者の選定については、履行能力とともに競争性も考慮し選定する必要がある。また、設計については、業務の内容に沿って積算する必要があるが、平成14年度「ふくおか健康未来都市構想策定委託業務」及び同年度「ふくおか健康未来都市構想・医療産業集積検討業務委託」において、次のような事例が認められた。

今後、委託により業務を行う場合には、業者選定理由とともに、積算根拠についても明確にされるよう注意されたい。

(ア) 各々委託は2者により見積合わせが行われていたが、両委託の業者選定理由に明確な区分が見られなかったことから、選定理由及び選定数とも根拠が希薄なものとなっていた。

(イ) 運営支援業務の一部として、委員会等の開催に係る会場の手配・支払い、及び委員への謝礼の支払いを受託者から行わせているが、これら経費は、設計書において内訳を示し積算すべきところ、すべて人件費で積算されており積算根拠が不明であった。また、仕様書等にも当該業務の具体的指示はされていなかった。このため、運営支援業務のあり方について、市と委託業務との区分が明確となっていなかった。

（立地企画課）

【講じた措置】

委託契約については、業者選定理由とともに、設計書の積算根拠についても明確にするよう職員に対し口頭により指導を行った。

指摘事項

ウ 他団体と経費を分担する場合の負担区分について注意を求めるもの

本市が他団体と共同で実施する事業に係る経費を分担する場合には、分担根拠を明確にし負担額を区分する必要がある。しかしながら、平成14年度に他団体と共同で主催した「博多港学識経験者懇談会」開催に係る経費については、課内方針決裁により経費を分担していたが、同方針には分担根拠が示されていなかった。このため、本市出席予定者が団体側を上回っているにもかかわらず本市負担額の方が少ないものとなっている等、負担額の区分が明確となっていなかった。

他団体と経費を分担する場合は、分担根拠を示し負担区分を明確にするよう注意されたい。

(企画調査課)

【講じた措置】

他団体と共同で行う事業については、費用の分担の根拠を明確にするよう所属職員に対し研修を行い、周知徹底を行った。

2 工事監査

(1) 環境局

指摘事項

ア 設計積算について注意、改善を求めるもの

(ア) 平成13年度「臨海工場運動広場環境整備工事(その2)」

(契約金額1億1,266万5,000円)

運動広場内に整備するため池底の砂利敷均し工において、見積りより決定した単価を誤って計上していた。

今後は十分注意し、適正な設計と厳密な精査に努められたい。

(施設課)

【講じた措置】

設計積算及び精査については、適正且つ厳密に行うよう所属職員に対し書面で周知徹底を図った。

指摘事項

(イ) 平成14年度「東部工場焼却炉定期修理」

(契約金額1億2,826万6,950円)

a 契約図書において、配管をはじめ材料及び修理の施工範囲が明確でないところが見受けられた。また、設計変更契約図書において、変更の図面を添付すべきところ全く添付されていなかった。

今後は、明確な条件明示等を行うとともに適正な設計図書の作成に努められたい。

(東部工場 工場整備課関連)

【講じた措置】

適正な設計図書の作成については、技術調整会議(部内の工事修理施工に関する会議)において工場関連の指摘事項を検討するなかで、図面表記について施工範囲を明確化することなど、契約図書の作成について今後適切に実施することを申し合せ、議事録により職員に周知した。

指摘事項

b 焼却炉定期修理及びプラント工事については、従来、工場整備課にて発注し「近接工事の取扱い基準」を適用していた。

ところが、分掌事務の見直しに伴い、焼却炉定期修理は平成14年度より各工場にて発注することとなり、工事及び修理を発注する「主管課が異なる」との理由で同基準を適用しないこととなった。

このことから、単に「主管課が異なる」との理由で同基準を適用しないことは、合理的理由に欠けると思われる。

また、「定期修理における近接修理の取扱い(除外規定)について」の方針決定が課長専決事項として処理されていること、及びその除外項目の内容についても併せて検討されたい。

(東部工場 工場整備課関連)

【講じた措置】

近接修理の取扱いについては、主管課が異なっても近接修理の適用ができるよう、工場等定期修理積算基準の「近接修理の取り扱いについての近接修理の定義」の見直しを行った。

また、近接修理の除外規定についても、合理的見地に基づき規定内容の見直しを行った。なお、今後における積算事項に関する決裁は、部長又は局長決裁とすることとした。

指摘事項

(ウ) 平成14年度「東部（伏谷）埋立場浸出水調整池整備工事」

（契約金額2億3,919万円）

整備に伴う準備工において、伐木除根工を計上しているが、現地状況等から、伐木除根と除草に区分して設計計上すべきであった。

今後は、現地状況を十分確認し、適正な設計積算をされたい。

（施設課）

【講じた措置】

設計積算については、現地状況を十分に把握し、適正に行うよう所属職員に対し書面で周知徹底を図った。

指摘事項

(I) 平成14年度「中部中継所脱臭炉設備修理」

（契約金額1,470万円）

契約図書において、耐火煉瓦をはじめ材料及び修理の施工範囲が明確でないところが見受けられた。

今後は、明確な条件明示等を行い適正な設計図書の作成に努められたい。

（中部中継所）

また、次の工事においても同様な事例が認められた。

(オ) 平成14年度「南部工場焼却炉定期修理」

（契約金額2億8,533万150円）

（南部工場）

【講じた措置】

適正な設計図書の作成については、図面作成時に施工範囲を明確化することなど、今後適切に条件明示を行うよう所属職員に文書で周知徹底を図った。

指摘事項

イ 施工管理において注意を求めるもの

平成13年度「南部工場工場棟エキスパンションジョイント修理」

（契約金額225万7,500円）

「建築工事写真撮影の手引き」によると、内装材等の撤去により発生した産業廃棄物は、処分先及び処分状況を明確にするための処分状況写真を撮影することとなっているが、既存のアルミパネル撤去後の廃材処分において工事記録写真が撮影されていなかった。

今後は、規定を遵守するよう請負者へ指導の徹底を図られたい。

（南部工場 施設課関連）

【講じた措置】

工事記録写真の撮影については、「建築工事写真撮影の手引き」を遵守し適正な

写真管理を行うよう請負者に対し書面で指導を行った。

指摘事項

- ウ 設計積算，施工管理及び契約事務において注意を求めるもの
平成14年度「平成14年度東部工場建替環境影響評価事後調査委託」
(契約金額158万250円)
- (ア) 年6回調査を行うことで設計積算をされているが，契約書類には調査回数が一切記載されていなかった。調査回数は重要な委託事項であり，委託内容に漏れがあってはならない。
今後は，明確に記載されるよう十分に注意されたい。
- (調整課)

【講じた措置】

契約書類に調査回数の記載がなかったことについては，適正な仕様書の作成と設計書の精査を行うように職員を指導するとともに，課内会議にて職員への周知徹底を図った。

指摘事項

- (イ) 原課にて契約事務をすることから委託契約書(案)を作成しているが，その施行決裁を契約締結伺いと同時決裁としていた。また，委託契約書(案)には既に契約金額，請負者名が記載されていた。
今後は，適正な事務処理を図られたい。
- (調整課)

【講じた措置】

委託契約書(案)の作成については，起工伺・業者選定伺の時点で委託契約書(案)について決裁を行い，適正な事務処理とするように職員を口頭で指導した。

指摘事項

- (ウ) 委託報告書に契約期間外の写真を含む調査内容が綴られていた。
今後は，検査の対応を含め十分に注意されたい。
- (調整課)

【講じた措置】

仕様書にもとづいた適正な報告書であることを確認するように職員への指導を口頭で行うとともに，仕様書に基づいた検査を徹底して行うよう課内会議にて職員への周知徹底を図った。

(2) 土木局

指摘事項

- ア 設計積算において注意を求めるもの
(ア) 平成12年度「都市計画道路博多駅春日原線(諸岡)橋梁下部工新設工事」
(契約金額8,917万3,350円)
- 仮設工におけるスクラップ費の取り扱いについては，工事価格より控除することとなっているが，なされていなかった。
今後は，「土木工事設計標準歩掛」を遵守し，適正な設計積算を図られたい。
- (東部建設課)

【講じた措置】

積算については，「土木工事設計標準歩掛」に基づき，適正な設計積算を行うと

ともに、電算誤入力を解消するため、確認体制の強化について課内会議等で所属職員に対し周知徹底を図った。

指摘事項

(イ) 平成13年度「今宿自転車駐車場新築電気工事」

(契約金額2,478万円)

「積算の手引き」においては、カタログによる単価を採用する場合は、原則として3社以上のカタログ価格より決定するように定められている。

ところが、一部照明器具の価格決定にあたり1社のみカタログ単価に査定率を乗じた価格を採用していた。

今後は、基準を遵守し適正な設計積算を図られたい。

(西部建設第2課 建築局設備課関連)

【講じた措置】

積算については、基準に基づいた積算を徹底するよう課内会議において再確認した。

指摘事項

(ウ) 平成14年度「都市計画道路長浜太宰府線(三宅)橋梁新設工事(下部工その1)」

(契約金額1億1,323万4,100円)

橋脚基礎工における場所打ち杭の設計積算において、鉄筋工を市場単価より採用していたが、施工規模に応じた加算率を誤っていた。

今後は、「土木工事設計標準歩掛」に基づき、適正な設計積算を図られたい。

(南部建設課)

【講じた措置】

積算については、「土木工事設計標準歩掛」に基づき、適正な設計積算を行うよう課内会議等で所属職員に対し周知徹底を図った。

指摘事項

イ 施工管理及び契約事務において注意を求めるもの

平成13年度「市道清水干隈線(片江)電線共同溝建設工事」

(契約金額1億8,701万7,600円)

(ア) 施工中の工事内容に重要な変更が生じた場合、その都度設計変更による契約変更の手続きが必要であるが、本件工事において、契約金額の2割を超えた変更が生じていたにもかかわらず、速やかな契約変更の処理手続きがなされていなかった。

今後は、「土木工事に係る設計変更に伴う契約変更について」を遵守し、適正な事務処理を図られたい。

(西部建設第1課)

【講じた措置】

施工中の工事内容に重要な変更が生じた場合の変更手続きについては、速やかに実施するよう課内会議で所属職員に対し周知徹底を図った。

指摘事項

(イ) 電線共同溝特殊部の掘削は、ライナープレートによる仮設土留内で実施され

ているが、掘削作業の一時期において、崩壊防止のための切梁等、安全対策がなされていないかった。

今後は、労働者の安全管理について、請負者への指導の徹底を図りたい。
(西部建設第1課)

【講じた措置】

施工中の安全管理については、「建設工事公衆災害防止対策要綱」の遵守について課内会議において再度確認し、施工業者に対しても改めて口頭により、周知徹底した。

指摘事項

ウ 設計積算、施工管理及び契約事務において注意を求めるもの
平成13年度「一般県道周船寺有田線(野方)久保田橋下部工継足工事」
(契約金額4,782万2,250円)

(ア)「土木工事設計標準歩掛」では、質量20トン以上の建設機械は分解組立運搬費を積上げ計上するようになっているが、本工事の基礎工で使用した建設機械において、費用が計上されていないかった。

今後は基準を遵守し、適正な設計積算を図りたい。

(西部建設第2課)

【講じた措置】

建設機械の分解組立運搬費の計上を含む設計積算については、「土木工事設計標準歩掛」等に基づき適正な積算を行うよう、所属職員に対し職場研修を行い、周知徹底を図った。

指摘事項

(イ)「労働安全衛生規則」では、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならないが、本工事の構造物計測作業において、これらの措置がなされず作業が行われていた。

今後は基準を遵守し、作業中の安全管理について、請負者への指導の徹底を図りたい。

(西部建設第2課)

【講じた措置】

墜落防止措置等の作業中の安全管理については、「労働安全衛生規則」等に基づき請負業者への適正な指導が出来るよう、所属職員に対し職場研修を行い、周知徹底を図った。また、毎月の安全パトロール等、安全管理に対する指導を行い、請負業者の意識改革を図っている。

指摘事項

(ウ)「土木工事に係る設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」では、軽微な設計変更の事由が生じたときは、直ちに請負業者に設計変更の通知を行うこととなっているが、本件工事では、最後にまとめて通知がなされていた。

今後は、基準を遵守し、適正な事務処理を図りたい。

(西部建設第2課)

【講じた措置】

設計変更の通知を含む工事に係る事務処理については、「土木工事に係る設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」等に基づき適正な処理を行うよう、所属職員に対し職場研修を行い、周知徹底を図った。

3 監査委員の意見

要望事項

福岡市全庁OAシステムの更なる有効活用について検討を求めるもの（要望）

行政の情報化の推進については、庁内LANの構築により、市内部においては福岡市全庁OAシステムが活用できるようになり、情報収集・共有等が進められ事務の効率化・迅速化が推進され充実してきた。一方、国等における電子化された行政情報は、インターネットをベースとしたコンピュータネットワークを利用することにより収集・交換・提供等が効率的・迅速に行うことができる。

しかしながら、これら対外的な情報については、インターネット接続台数の制限により、庁内LANが十分に有効活用されるまでには至っていないと思われる。今後、インターネットによる情報収集や情報活動の必要性がますます高まる中で、全庁OAの積極的な推進を図るためには、パソコンでのインターネット接続は重要な要素であり、速やかな対応が必要であると思われる。

福岡市全庁OAシステムの更なる有効活用を検討されたい。

（総務企画局情報システム課）

【講じた措置】

福岡市全庁OAシステムの有効活用については、インターネット利用の促進を図るため、平成15年10月から全庁OAパソコンのインターネット接続を業務上必要なものについて台数制限を行うことなく認めるように改めた。